

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成30年8月9日（金）午後2時00分～午後3時30分 |
| 開催場所 | 茨木市役所南館10階大会議室 |
| 議 題 | <p>開会</p> <p>会長の選任 会長職務代理者の選任</p> <p>説明事項</p> <p>(1) 茨木市障害者差別解消支援協議会について【資料1】 (2) 本市の条例及び障害を理由とする差別の解消に向けた 取組みについて【資料2】 【資料3】</p> <p>報告案件</p> <p>(1) 障害を理由とする差別に関する相談の流れについて 【資料4-1】 【資料4-2】 (2) あっせんについて【資料5-1】 【資料5-2】 【参考資料5-3】 (3) 今後の検討事項について【資料6】</p> <p>その他の案件</p> <p>(1) 今後の予定【資料7】</p> <p>連絡事項等</p> <p>閉会</p> |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">資 料</p> | <p>会議次第 配席表 資料1 茨木市障害者差別解消支援協議会（協議会）について 資料2 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例 資料3 市内に店舗のある事業者の皆様へ 資料4-1 障害を理由とする差別に関する相談の流れについて 資料4-2 障害のある人・家族・支援者・事業者等 資料5-1 あっせんについて 資料5-2 相談を受け付けたあとの調整では合意に至らなかった場合の手続き（案） 参考資料5-3 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（案） 資料6 今後の検討事項について 資料7 今後の予定（案） 当日資料 ～障害者の社会参加について考えよう～ 新聞資料</p> |
|--|---|

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
| 事務局 | <p>では、茨木市障害者差別解消支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員委嘱後、初めての会合でありますので、本協議会の会長が選任されるまでの間、健康福祉部長の北川が議事を進行させていただきます。</p> |
| 健康福祉部長 | <p>ただいまご紹介いただきました茨木市健康福祉部長の北川でございます。</p> <p>僭越ではございますが、会長が選任されるまでの間、本協議会を進行させていただきますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまから平成30年度、第1回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催いたします。</p> <p>まず初めに本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>本日は、協議会委員15人中13人の出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により、会議は成立いたしております。</p> |
| 健康福祉部長 | <p>それでは本日の次第3の「会長の選任について」を議題とさせていただきます。</p> <p>本協議会規則第4条第1項に、本協議会の会長は「委員の互選により定める」と規定されておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>対人援助学について研究をされている立命館大学の中村委員にお願いしたいと思います。</p> |
| 健康福祉部長 | <p>ただいま「中村委員を」とのお声がございました。皆様、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 健康福祉部長 | <p>それでは、中村委員を当協議会の会長に決定させていただきます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 健康福祉部長 | <p>皆様、拍手でご確認をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p> <p>これより、中村委員に議長を務めていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>今、会長に就任させていただきました中村です。</p> <p>私は、ご紹介いただきましたように立命館大学で対人援助学を専門に教えています。直接的には発達心理学という領域なのですが、具体的には地域発達臨床というような内容を専攻しております。合わせて、大津市で知的障害者の地域支援センターの中で発達相談をしている、そのような御縁でこちらに寄せていただいたのかと思います。</p> <p>今回の協議会ですけれども、大変大事な課題に取り組む協議会だと思っています。人間の平等という基本的人権ということについては、もちろん随分と長い歴史があるわけですが、一人一人の障害のある方に合わせて、具体的に合理的な配慮を保障していく、これは実は私たち人間が社会のシステムとしてまだきちんと実現をしてこなかった、そういう課題であると思っています。ですから、そうした非常に大きな課題を、いわば21世紀の人類の非常に大きな課題をこの協議会でも担っていくことになるのかと思っています。そういう意味では、私自身もこれから皆様と一緒に学びながら差別解消の支援の取り組みに参加をしていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>座らせていただきます。このような格式ばった会議はなかなか不慣れでありまして、いろいろもたもたするかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。私自身も視力が非常に悪くて、こういうメガネをかけながら何とか自分の字が読めるというような状態ですので、お顔などは全くこちらからは判別ができません。そういう意味では、この協議会の中でご発言いただくときに、まず挙手をしていただいて、お名前をご自身で名乗っていただいて、それから発言をしていただくようお願いできればと思います。</p> <p>最初に「会長職務代理者の選任」というのが議事の次第の中にもあろうかと思っています。郵送されました資料の末尾2枚のところ「規則」というのがございまして、茨木市障害者差別解消支援協議会規則、この協議会の規則なんです。その4条の3項のところ「会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」とい</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>う文言になっております。</p> <p>そこで、まず職務代理者を選任するということをさせていただく必要があるわけですが、茨木市の社会福祉活動を中心的に担っていただいている社会福祉協議会の樋口さんをお願いをしたいと思います。</p> <p>樋口さん、よろしいでしょうか。では拍手をお願いします。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは、次ですが、会議の個々の議題に入る前に協議会の運営について、お諮りをします。この協議会の公開の取り扱いについて、事務局からご説明をいただけますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>では、お手元の「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」をごらんください。</p> <p>指針の第3「会議の公開の基準」というところになります。本協議会は、差別解消法に規定されておりますとおり、障害を理由とする差別に関する相談や相談事例を踏まえた差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために設置されるものです。よって取り組みについて市民に広く理解を得るといった観点から指針のとおり、会議は原則公開として、個別の事例について共有や検討を行うなど、個人に関する情報を取り扱う場合は、個人情報保護の観点から非公開としたいと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>これに従って本日の議題にかかわって公開が不適切な事柄、事項というのは、ございますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>本日は個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ということで、今回第1回目の協議会については公開ということで、これから議事を進行させていただくということでよろしいわけですね。</p> <p>皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>(同意)</p> |
| <p>事務局</p> | <p>会長、1点だけよろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日、会議録作成のために録音をさせていただきますことをご了承ください。また、本協議会設置の公表や会議録の公開に当たりまして、委員</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>の皆様のお名前も公開されますのでご了承をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>わかりました。これも先ほどの指針の中に入っている事項ということですね。</p> |
| 事務局 | <p>はい。</p> |
| | <p>(傍聴者、入室)</p> |
| 会長 | <p>傍聴にかかわるご説明などは事務局からよろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>申し上げます。本日の傍聴者ですが、6名申し込みがあり、現在7名の傍聴の方がいらっしゃいます。</p> <p>以上です。</p> |
| 会長 | <p>それでは議事に入らせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>では、次第で申しますと説明事項、その1「茨木市障害者差別解消支援協議会について」、事務局からご説明いただけますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>資料1の「茨木市障害者差別解消支援協議会」についてです。ここでは改めて本協議会の設置趣旨などについて確認をさせていただきます。この協議会は障害者差別解消法の規定に基づきまして、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談や相談事例を踏まえた差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うためのネットワークとして立ち上げるものです。</p> <p>さらに本市におきましては、条例に位置づけまして「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり」につながる取り組みを行う場でもあります。</p> <p>2の協議会の運営についてですが、申し上げておりますとおり協議会規則に基づいて行います。具体的には、資料の(1)相談事例などの共有(2)障害者差別の解消に役立つ取り組みの共有・分析(3)相談の流れなどの相談体制の整備。(4)取り組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発。(5)個別の相談事案に対する対応。これは解決が難しいものについて、話し合いを行います。後に触れますあっせんも行っていきます。</p> <p>3の秘密保持義務についてですが、差別解消法や協議会規則では、協議会の事務に携わる、あるいは携わったことがある人に対して、協議会で知り得</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>た秘密を漏らしてはいけない旨を定めていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わります。</p> |
| 会長 | <p>今お話があった規則というのは先ほど参照した末尾2枚の規則ということですね。</p> <p>委員の皆さんご質問いかがでしょうか。どうぞ。</p> |
| 委員 | <p>今のお話とは違いますが、冒頭に言われた、委員の名前などが公開される。それは、いつからいつまででしょうか。</p> |
| 会長 | <p>では、とりあえずは今のご質問についていかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>委員の方のお名前などの公開期間ですが、具体的にはこの会議が終わって、会議録を作成しまして、皆さんに確認をさせていただいた後に茨木市のホームページで公表をさせていただくこととなります。それが大体1カ月後を目安にしております。</p> |
| 委員 | <p>おおむね1カ月後に公開されるわけですね。</p> |
| 事務局 | <p>おおよそですが、その後、公開をされましたら皆様の任期としては、3年後の7月31日までではありますが、会議録としましては、市民の方でもさかのぼって参考にされたい方もいらっしゃるということから、特に任期の間のみ公開というふうなことには今はさせていただいておりません。もし、差し支えがあるようでしたら、またお知らせをいただければと思っております。</p> |
| 委員 | <p>ありがとうございます。</p> |
| 会長 | <p>他に質問などはよろしいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> |
| 委員 | <p>参考にしていただければと思うのですが、私も大阪府の審議会などの委員</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>をさせていただいているのですが、議事録についてですが、発言内容については公開されているのですけれども、大阪府ではどなたがどの発言をしたかという名前は公開されておりません。そのあたり茨木市と大阪府との違いというのはもちろんあるとは思いますが、時と場合によっては氏名を言われること自体が、やはりそのことによって発言しにくくなることもあるでしょうし、例えば「学識経験者」であるとか、ここの区分の公開ぐらいにすることはできないのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>関連して、ほかのご質問はいかがですか。</p> <p>では、個別に、事務局、よろしくお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>この指針におきましても、名前につきましては、議事録に名前を公開することで不都合が生じるような場合には公開しないこともできます。ですので、公開せずに「委員」などの表現にさせていただくことも可能です。</p> |
| 会長 | <p>今のご意見を踏まえて、もう具体的に決めていただいたらどうでしょうか。</p> <p>国会などでは議事録は当然議員さんのお名前が出るわけですけれども、特に自由にいろいろな発言をできるようにしようじゃないかというふうな趣旨からすると、どんなことが議論されたか議事録でわかる。ただ、誰がどのようにということについて、対応が必ずしも必要ではないのであれば、もうお名前は公表せずに先ほどご提案があったような名簿の区分にあるような形で例えば、「当事者のAさん」のように挙げさせていただくような形でよければ、そのようにしていただいたらどうでしょうか。</p> <p>特に委員さんのご意見もそういうことでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>そうです。</p> |
| 会長 | <p>事務局、どうですか。</p> |
| 事務局 | <p>特に個人名を出さずに会議録を公開させていただくということでも支障はありませんので、個人名以外のどういう表現がいいかということも含めまして、会議録を確認させていただくときにまたお伺いさせていただきますの</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>で、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、この件については事務局預かりということで議事録の確認の際に対応していただくということでお願いします。</p> <p>ほかにご質問、どうでしょうか。</p> <p>この件についてご質問がないようですので、次へ移りたいと思います。終わらせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(「どうぞ進めてください」という声)</p> |
| <p>会長</p> | <p>次に行かせていただきます。「茨木市の条例及び障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みについて」ということで、これも事務局からご説明をいただけますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>この茨木市障害者差別解消支援協議会を設置いたしました基となります「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」と、その条例に関連をいたしました市での取り組みにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>この議題に関連いたします資料として、申しわけありませんが点字は御用意をしていないのですけれども、お手元の資料2が「条例のわかりやすい版」のリーフレットになります。そして資料3が合理的配慮の提供支援をするための助成金の事業者向けのチラシ。当日の資料になりまして、恐らく皆様の資料の一番下に入っているのではないかと思いますのですが、今月の25日、8月25日の土曜日に開催いたします条例の啓発のための講演イベントのチラシ、以上3点になります。</p> <p>障害者差別の解消あるいは禁止につきましては、今から12年前の2006年に国連で障害者の権利に関する条約というものが採択をされまして、その後、日本の国内におきましても法律を整備する取り組みが行われてまいりました。条約採択からおおよそ6年半がたった2013年にやっと国内でも「障害者差別解消法」というものが成立いたしました。一昨年の2016年の4月からこの法律がスタートしているところです。この茨木市でことしの4月からスタートいたしました「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」という条例の名前に条例をつくった思いがギュッと詰め込まれているものと考えております。障害者差別の解消だけではなくて、言葉</p> |

としての手話、言語としての手話を初めとする障害の特徴に合わせたいろいろなコミュニケーション手段を広めていくことなど障害があってもなくても安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるための考え方をこの条例が示しております。

本条例では市役所や市民の皆さん、事業を営む事業者の皆さん、それぞれの役割を示しております、それをしっかりとそれぞれが果たしていくことで、障害のある人が暮らしやすくなる、また社会に参加しやすくなるというようなことが記されています。

この条例ができたことをきっかけといたしまして、皆さんが何かをしなくてはいけないのか、条例ができたから何かをしなくてはいけないのかという結論ではなくて、自分たちに一体何ができるんだろうというような考え方を持っていただき、そういう方が一人、また一人と増えていくことで「ともに生きるまち茨木」が実現されるのではないかと考えております。今日この場にいらっしゃる皆さんも、ぜひ茨木市に新しくできた条例について、一層理解を深めていただきまして、さらには周りのお知り合いの方にも伝えていただければありがたいと思います。

続きまして、市内の事業者を対象として合理的配慮の提供を支援する助成金について、説明をさせていただきます。

障害のある人がお店などを利用しようと思ったときに、例えば車いすで段差を越えられないためにお店に入れなかったり、あるいは視覚障害があつて、メニューが読めなくて困ったりというようなことが起こるということがあります。この助成金は、そうした人のためにお店の側の段差をなくしたり、あるいは点字でメニューを用意したりすることにかかる費用を市が負担をさせていただこうかという性質のものになります。既にこの助成金の受け付けは5月からスタートさせていただいておりますが、6月に地震等ありましたこともありまして、現段階でまだ申請の数が少ない状況です。これからもっと多くの事業者の方にこの制度を知っていただきまして、利用していただけるように周知を行っていく予定をしております。

最後に条例の制定を記念するとともに、たくさんの市民の方々に知っていただくためにローズWAMで開催いたします。講演イベントについてもこの場でお知らせをさせていただきたいと思っております。

当日にお配りをさせていただいたチラシになります「障害者の社会参加について考えよう」というタイトルを上の方に書かせていただいております。

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>れども、8月25日土曜日、時間は午後2時から4時30分までを予定しております。ローズWAMの地下2階ワムホームで開催をいたします。</p> <p>内容は、大きく3部で構成されております。一部では立命館大学の特別任用教授、峰島厚先生に「障害があってもなくても地域で楽しく暮らそう」というテーマで基調講演をお願いしています。その後、第2部として、条例の簡単な説明をさせていただいた後に、第3部ではお笑い福祉士の安岡寺家康楽さんという方に「視覚障害を乗り越えお笑い福祉士に」というタイトルで落語と体験談を交えたお話をさせていただく予定をしております。</p> <p>ぜひとも多くの方々にご来場いただきたいと思っておりますので、お知り合いの方々を含め、お誘い合わせの上でお申し込みいただきたいと思っております。</p> <p>条例とその関連事項についての説明は簡単ですが、以上になります。</p> <p>では、ご質問いかがでしょうか。どうぞ。</p> |
| <p>委員</p> | <p>助成金の件ですけれども、申請はまだあまりないとのことでしたが、今、具体的にどういう内容の申請が出ているのか、もしよければ教えていただきたいと思えます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>お答えをさせていただきます。件数としては、現時点で申請まで行っているのは1件ということになります。事前のご相談等は既にいただいているものは数件あるんですけれども、申請まで至っているものは1件です。</p> <p>その1件がどういう内容かということですが、いわゆるカフェ入り口の部分の段差にスロープをつけるというような内容の工事を含む申請になっています。また、もう少し申請件数が増えたら、皆さんにもこういった申請がありましたよ。こういうふうに皆さん、配慮いただいたお店ですよという形で情報提供ができればと考えております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>よろしいですか。ほかにご質問いかがでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>先ほどの資料2のわかりやすい版というんですか、この資料はどういう扱いをされるのでしょうか。市役所に置いてある、または全戸に配布するなど、説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>今、皆様のお手元に配らせていただいているものが、仮印刷版になっておりまして、本印刷が来週ぐらいにでき上がる予定です。おおよそ12,000部を印刷させていただく予定をしています。これにつきましては各自治会、あるいは商工会議所、民生委員さんへの配付といったところで、当然、市役所や施設の窓口での配布もさせていただく予定をしておりますけれども、とりあえずできるだけ多くの方に手に取っていただくというよりは、こちらからお届けする形で周知ができればと考えています。</p> <p>内容といたしましても、ルビを振ったりとか、イラストを入れたりとか、できる限りやさしく多くの方にご理解いただけるような内容を考えてつくったものになっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 委員 | <p>その12,000というのはどこから出た数字でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>それについては自治会の数でしたり、こちらである程度狙ったところに配るためにどれだけの数が要するのかというところを試算させていただきまして、当然配るための少しの余裕の数を見た上で12,000部という数を算出させていただいているところです。</p> |
| 会長 | <p>よろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>はい。</p> |
| 会長 | <p>ほかにご質問はいかがでしょうか。</p> <p>これは市として合理的配慮の保障を事業所のみには負担を強くない、つまり社会的にも対応していくという、非常に大事な助成の制度だと思いますけれども、少しこれにかかわって、もし何かご意見等がありましたら、この際ですのお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>私がこういう質問をさせていただいて、申しわけないのですが、こういう助成制度というのは全国的にはほかにも結構なされているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>数として多くはないと思うのですが、この条例を策定するに当たりまして</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>も、大いに参考にさせていただきました兵庫県の明石市では先駆的にこういった内容の助成制度に取り組んでおられまして、明石市の制度についてはこの茨木市制度を策定する際にも参考にさせていただいたところ です。</p> <p>それではご質問、ご意見、よろしいでしょうか。</p> <p>では、この件については終わらせていただきたいと思います。</p> <p>次へ移らせていただいてもいいでしょうか。報告案件ということになりますけれども、報告案件の1番「障害を理由とする差別に関する相談の流れについて」、これも事務局からお願いできますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>資料4-1と、資料4-2の図も合わせてご参照いただきたいと思います。障害のある人やそのご家族、支援者、事業者などからの相談を相談支援課や人権・男女共生課、事業を実施している各課、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所など、相談者が選ぶ窓口で受け付けます。そのときに相談の流れ、これからどのように進めるのかということの説明もします。受け付けた後、相談を受けた窓口と相談支援課や人権・男女共生課で、今後の方向性について話し合います。</p> <p>その方向性をもとに②、事実の確認をします。相談内容に関する情報を事前にできるだけ集め、相談事案の当事者双方に対して聞き取りなどを実施します。</p> <p>③、対応方針の検討です。確認した事実をもとに対応方針について検討会議を開き、助言や調整の案を検討します。問題点の整理や今後の対応方法などについての話し合いをしますが、対応が難しいと思われる事案が出た場合に、相談内容が広域にわたるもの、茨木市以外にもわたるものや、技術的な助言が必要なものにつきましては、大阪府の広域支援相談員、またあっせんの対象にはならない個人などが相手方となる場合には、庁内の差別事象検討部会の開催も検討します。</p> <p>大阪府の広域支援相談員は、大阪府の障害者差別専門の相談員で、障害のある人や事業者からの相談に応じるほか、市町村が受けた相談事案の解決を支援するための助言、調査、調整なども行っています。また差別事象検討部会は本市で発生した差別事象について、調整、検討する庁内の関係職員で構成されている会議です。</p> <p>そうした検討会議での方向性を踏まえ、④、助言・調整を実施します。お</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>互い合意に至った場合、相談対応は終わります。差別解消支援協議会では、その事例の共有や意見の交換を行います。</p> <p>また、お互い合意に至らなかった場合、障害のある人やそのご家族、後見人は障害のある人の意に反しない限り、事業者を相手方として、市長に対して解決のためのあっせんの申し立てをすることができます。これは他の法令等で解決できる事案は除きます。</p> <p>説明は終わります。</p> |
| <p>会長</p> | <p>内容が多く難しい印象です。少し資料を見ていただきながらご質問があればよろしくをお願いします。</p> <p>恐らく質問をしていただくことで、それ以外の方の理解も深まると思いますので、余り難しく考えていただかずに「これはどうなの」という質問をたくさん出していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>障害を理由とする差別に関する相談内容について、③の項目の一番下のところの「また、あっせんの対象にならない個人等が相手方となる場合は、差別事象検討部会の開催を検討します」とあるんですけども、個人というのは例えば、個人商店、喫茶店とかサービス業というか、個人のお店も個人に含まれると思うんですけど。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>個人でされているお店もここでは事業者に含まれます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>わかりました。</p> |
| <p>会長</p> | <p>よろしいですか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>この相談というのはもちろん、差別を受けたと思う方、いわゆる障害当事者の方が相談に来られるということを大きな前提としているようには思うのですが、逆に事業者、事業を営んでいる方が「障害を持っている方がお店に来られるのですが、こういうことはできませんということは、これは差別につながるのでしょうか」という相談も今の窓口に聞きに行っているのではと私は思っているのですが、それでよろしいですか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | はい、そのとおりです。 |
| 会長 | ほかにご質問はありますか。 |
| 委員 | <p>相談の受け付け、いろいろなことを書いてあるのですが、電話で一つにしたほうが良いような気がします。何か一本化、フリーダイヤルで。自殺防止用の命の何かというのがありましたね、あれも一つの電話窓口ですけど。24時間、誰でも気軽にかけられるようにしたら。そうすれば、わかりやすいのではないのでしょうか。</p> |
| 会長 | ご意見ということですね。どうでしょう。事務局から何かありますか。 |
| 事務局 | <p>例えば障害のある人の虐待については、既に専用ダイヤルもごさいます。ですので、差別についての相談先がフリーダイヤルや一本化されるほうが良いというご意見が今後、さらに多くなっていくようであれば、そのようなことも考えられるかと思えます。</p> <p>その一方で、障害のある人が話しやすい窓口相談していただけるような仕組みもつくっていきたいと考えておりますので、貴重なご意見として承りたいと思えます。ありがとうございます。</p> |
| 会長 | <p>ほかにご質問いかがでしょうか。あるいはご意見でも結構ですけど。</p> <p>変な言い方ですが、こういう事案というのは、実はたくさん挙がるほうがよい。なぜならたくさん挙がるというのは、そうした事案が解決をされる方向に向かうということですから。恐らく気づかずに放置されるというのが非常に具合が悪いわけで、恐らくどのようなところから相談が始まったらよいのかということについても、なるべく広くそこを受け付けられるような体制が必要なんじゃないのかというのが先ほどの意見だったと思えます。</p> <p>そういう意味では、また次回以降、どのような形でこういう相談が上がってきているのかということについても、また情報を共有させていただいて、何か前向きな手だてが必要であれば、またご意見をいただくということで、この件についてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、先へ先へと進んでいいのかわかりませんが、報告案件の2番目ですけれども、「あっせんについて」事務局のほうでご説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>先ほどの相談の流れの続きになるのですが、ここでは協議会で主体的に行っていきますあっせんの基本的な流れについてご説明します。資料が5-1、資料5-2も合わせてご参照ください。</p> <p>先ほど、相談の流れの最後で触れました相談を受け付けた後の調整では、合意に至らなかった場合の手続です。既に条例や協議会規則、あるいは参考資料5-3として、その次につけています条例施行規則（案）、これは条例を提出したことしの3月議会で、参考資料として一緒に提出をしたものですが、これら三つの中で定められているものがあります。それを一つの流れになるように整理をしましたのが、（1）の「あっせんの申立て」からになります。文の中で、条例の「条」と書いているものは「条例」に載っているもの。規則の「規」と書いているものは「協議会規則」に載っているもの。「条規」と書いているものが「条例施行規則（案）」に載っているものです。</p> <p>まずあっせんの申立てをするときには、申立書を市長に提出します。書類の作成が難しい場合は、申立ての内容を職員が聞き取って、書面にして申立てた人に内容の確認をします。次に、申し立てた人は参考となる書類や記録などの資料を提出できます。あっせんの申立てがあったときは、改めてその内容を市長が調査します。当事者や関係者は、調査に協力しなければなりません。市長は、あっせんを行うかどうかを決めるために協議会に助言を求めることができます。市長は、あっせんを行うことが適当であると決定したときは、協議会にあっせんを行うよう求めます。また、申立てをした人に行うかどうかの適否について、通知をします。</p> <p>次、裏面（2）「あっせん案の提示」です。市長からあっせんの求めがありましたら、協議会は、部会を設置します。協議会の会長は協議会の委員の中から部会員と部会長を指名します。事務局では5人程度と考えております。部会は必要に応じまして、調査を行い、あっせん案を作成し、申立てた人と相手方、当事者双方に書面で示します。書面には、あっせん案の内容、受け入れを求める理由、あっせん案を受け入れるかどうかを答える期限、また答え方などを載せます。事案が解決したとき、あるいはあっせんによっては、解決の見込みがないと認めるとき、部会はあっせんを終了します。部会長はあっせんの経過と結果について、協議会に報告します。協議会はあっせんが終了したときは、市長に報告します。市長は、申立者にあっせんを終了したことを通知します。また、あっせん終了後の手続としまして、事業者の方があっせん案を受け入れなかったり、受け入れても従わなかったりした場</p> |
|-----|--|

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>合に、事業者の方に必要な対応をするよう促す（3）の勧告や、その勧告に従わずに、故意または重大な過失があると認めるとき市長は公表をすることがあります。公表しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞かなければなりません。</p> <p>これがあっせんについての大まかな流れになります。説明は終わります。</p> <p>このあっせんというのは申し立てを受けて、市長があっせんが必要であると判断したときに協議会にそのあっせんに依頼される。そこで、協議会としては専門部会のようなものを新たに設置をして、そこであっせんに必要な調査とあっせん案の作成を行う、こういうことですか。</p> <p>これはこの協議会の固有の役割といいますか、任務ということになりますので、少しいろいろ細かい取り決め等もあろうかと思うんですけども、ご質問があればぜひ出してください。</p> <p>どうぞ。</p> |
| <p>委員</p> | <p>この③の事案が解決したとき、あるいはあっせんによっては、事案の解決の見込みがないと認めるとき、協議会あるいは部会のあっせんを終了しますということになりますけれども、解決したら終了するというのは理解できるのですが、解決しないときに終了した場合、その事案についてはその後どうなるのでしょうか。まさかすぐ勧告とか公表につながるものではないと思いますので、その場合は、どのようになるのか教えてください。</p> |
| <p>会長</p> | <p>では事務局お願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今おっしゃったことは次の議題にもつながっていくのですが、解決の見込みがないと認めるときというのは、ではどのようなときなのかということはこの協議会で話をしていく必要があると思います。あっせんですので、あっせんができなかった場合には終了にはなると思います。ただ、そこで解決ができなかったときに市長に報告をして、市長がどのような判断をしていくかということにはなると思います。</p> |
| <p>会長</p> | <p>よろしいですか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>よくわからない。協議会として、このように解決を、双方にももちろん説明をするわけですね。どちらかが「それをお願いします」と言って、もう一方の当事者が「だめです」と言った場合もこれはあっせんが成立しないということになりますよね。その場合も結局、もう何度話ししても同じことだというふうにするのか、また協議会のほかに解決の方法はないのだろうかとか、何度かそういうことを繰り返すのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>かなり立ち入ったご質問だと思うんですけども、事務局何か。</p> |
| 事務局 | <p>実際の事案が生じたときに、きっといろいろな意見交換をすると思います。当然、解決を目指していくべきものではあるのですが、そこでどういう理由かは、今はわからないですけども、あっせんによる解決は難しいということになることはあると思います。そのときに、ではどのような方法が考えられるかということも、おそらく協議の対象にはなってくるとは思います。ただ、そのことについての決め事というようなことは今は提案していない状況です。</p> |
| 会長 | <p>要するに現時点では答えがないということですね。これは先ほど事務局からお話があった分で、多分この後の議題でも話題になってくることなのだろうと思いますけれども、そもそもあっせんになる場合には、かなり意見が対立をしているというような状況で、あっせんになるわけですから、だから単にこれは正しいとか、間違いであるとかいうような結論を出すだけでは恐らくあっせんの形にはならないということを予想して、なかなか歯切れの悪いお話になるのだろうと思います。恐らく、今後の協議事項の中でもどのように、そのあたりを考えてあっせんを進めていくのか、ポリシーということですね。そういうことについても恐らく、今後の議論として、していただく必要があるのではないかとというのが事務局側のご意見かなというふうに思いましたが、そんなに間違っていないのでしょうか。</p> <p>ということで、ちょっとこの件については、次回以降にさらに深めていく核心の部分ですから、今この時点で答えが出ないことについては、引き続き検討していくということによろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今のポリシーという表現が少しわかりにくく、要するに協議会としての姿</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>勢だと思えます。どういう姿勢であっせんに臨んでいくかという、前向きな姿勢を協議会委員全員が確認できるような形を今後は協議できたらと私も思っております。ありがとうございます。</p> <p>ほかにご質問あるいはご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>何か関係する経験をお持ちの方で、今の議論についてご示唆いただけるようなことはございませんか。</p> <p>では、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>弁護士をしております、訴訟ですとか、和解というようなお話も経験はしているんですけども、あっせんというところが和解をしていくような手続に似ているのではかと思っているんですけども。和解というのは、お互いにどういう事実があるのかというところはそれぞれの言い分はあるにしてもどこかで折り合いを見つけてお話し合いをしていくということになっていくかと思うのですが、そこでもう折り合うことがないのが明らかという場合には、それも一つのあっせんによっては事案の解決の見込みがないという場合もあるでしょうし、そのようなケースを想定した、そこを抽象化された文言なのではないかと思っておりますので、どういうケースかというところをまた皆さんとお話をしていけたらなと思えます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかのご質問よろしいですか。では、これについてはさらに今後皆さんで知恵を絞っていただくということで、とりあえずここは規則や条例のご説明をしていただいておりますので、そこにはないことについては私たちがつくっていかないといけない。こういうことでもあると思っておりますので、とりあえずこの件については一区切りをつけさせていただきます。よろしいですか。</p> <p>では、次の報告案件3ですね。そちらに移っていただけますでしょうか。事務局の方お願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>資料6、今後の検討事項についてです。</p> <p>今、会長もおっしゃいましたように、現状で全てが定まっているわけではなく、それについては今後つくっていかねばならないと思えます。実際に、協議会であっせんを進めるに当たりまして、条例や規則に定めがないも</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>のの決めておいたほうがよい事項を挙げて、検討する必要があると考えております。</p> <p>例えば、部会の人数でありますとか、申立書などの書類の様式、当事者に通知する内容やあっせん案の決め方、先程のあっせんによっては事案の解決の見込みがないと認めるときは、どのような場合が考えられるか、申立ての変更や取り下げはできるのかなど、このような事項について、またご意見をいただきました、その基盤をなす考え方も含めまして、次回以降、事務局からの案を、たたき台の案として、この場で協議いただき、最終的に取り決めた事項を要領のような形にまとめたいと考えております。</p> <p>説明は終わります。</p> |
| <p>会長</p> | <p>これについては質問もそうですし、それから今後の検討事項ということですから、皆さんご意見をいただいて、第2回以降の協議会の議題にもしていく必要があるのかなと思います。質問とそれからご意見と合わせてご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>先ほどの委員さんのご発言の趣旨からすると、ここに挙がっている⑤の「あっせんの終了について」その目安をあらかじめ決めるということがふさわしいのかどうか。むしろ、先ほどおっしゃっていたあっせんに臨む私たちの姿勢はどのような姿勢を持つべきなのかを議論したほうが多少、生産的かなと思ったりします。</p> <p>委員いかがですか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>そうと思いますが、これは今、急に言って、議論するのではなくて、次の議題などに挙げていただければありがたいなと思っております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>第2回の……。</p> |
| <p>委員</p> | <p>実際に施行されるのは来年以降になるようですので、1年ぐらい時間があるのかと思いますので、このあたりは持ち帰って、よく考えるというのがいいのかなというふうには思っております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。ほかにご意見いかがですか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>障害を理由とする差別というのは具体的にどういうふうなものがあるか教えていただけたらお願いします。</p> |
| 会長 | <p>これは事務局の方のほうがよろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>今日、条例のガイドの説明のところで「わかりやすい版」というものをお配りさせていただいております、その中で差別というのはどういうことを差別になるのかというような書き方をされている分が、資料をめくっていただいて、左側下の部分になります。</p> <p>ここで言うところの差別の種類ということで、不当な差別的取り扱いと先ほどからも出ていますが合理的配慮をしない。合理的配慮の不提供というようなことが差別になります。具体的な事例案で示させていただいておりますのは、例えば、車いすに乗っていることを理由にレストランへの入店を断る。あと精神障害や知的障害があることを理由に契約やサービス、例えば、家とかの契約、入居を断るといようなケースなどが考えられます。合理的配慮の提供をしないこと、これも差別に該当しますが、例えば、窓口に来られた方に対して、聴覚障害の方であれば聞こえないので、筆談でということをお願いされたときにそれを断わったりとか、段差があるところで移動ができない方が協力をお願いしたけれども、協力をしないというようなことがこの中で差別ということで示させていただいているところであります。そのほか、具体例でいいますと数限りない内容がございますので、このあたりはまた事例の共有といったところで、この協議会の中でも挙がっていくのではと思っています。</p> |
| 会長 | <p>今日の協議会の際に配付された資料の中に新聞の切り抜きが入っていますが、これを少しご説明いただいたら、今のご質問なんかにも当てはまるのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>この切り抜きをご提供いただいた委員からご説明をいただいてもよろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>ではちょっと説明いたします。私は、日本語の研究と同時に手話の研究をしております、聴覚障害の問題に40年ずっと携わっております。その中</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>会長</p> | <p>で新聞に書いてあるような差別事項というのですか、これはよく起きていることなんです。</p> <p>例えば、レゴランドの場合です。入館を断るなど、そんなばかなと思われるでしょうけれども、このようなことはよく起きるんです。ただ聞こえないからという理由ですよね、非常に不可解。それで、それは差別だということなのですけれども、どうして断ったかという「災害時に避難の呼びかけができないじゃないか」と、そういうことを言うんです。そういう話が熱海市の施設でも起きたわけで、やはりこの場合、「安全を確保できないから」と断ったというものです。</p> <p>それから大阪府では手話通訳を依頼したのに、職員が替わってしまって、次の担当者に共有しないままにしまったから通訳者が派遣されなかったということも起きているわけで、このような事柄というのは基本的にその障害の特性を理解しないところから来るので、私の場合はそういう、どのような障害でもそうですけれども理解から始まるのだらうと思っています。ですからこの協議会は、まずこの委員の中でそういう共有をしていくことがとても大切ではないかと思います。共有がない限り、どうあつせんするか、何を協議するのかわからないと思います。</p> <p>例えば、ここには書いてありませんけれども「手話ができないなら、書けばいいのではないか」と言うことがあるのです。私はそれは通じないと思います。書いたって、日本語がわからない、聞こえない人はたくさんいらっしゃいます。「筆談をしろ」というのは非常に変な話で、例えば、振り仮名を振ったから読めるだろうと。では意味を理解できるかと言ったら、誰でも理解できるとは限らないです。それはやはり聞こえないという、例えば、生まれつき聞こえないなら日本語はたとえ日本人であっても完全に外国語と同じです。それなら障害の理解が先にないと何が問題かさっぱりわからないと思います。今日ここに提出している資料というのは、そのような障害のあるという事実と同時に理解が必要だということを理解してほしいために提出しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。一つは機会が奪われるということと、それから合理的な配慮が可能であるのにしようとしなない、そういうことが例えば、レゴランドのところでも非常に集中的に表れているというような理解でよろし</p> |
|-----------|---|

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>いでしょうか。</p> <p>そうですね。</p> |
| 会長 | <p>新聞報道をもとに、今のようなお話をいただきましたけれども、よろしいですか。</p> <p>いろいろよくわからないな、みたいところがさらに結構残ってくるのではと思いますけれども、ぜひ率直にご質問していただいて、「こういう点はどうなの」というようなことが少しでも理解できれば、この協議会としても少し実りが広がっていくのではないかなと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは時間も押してきておりますので、今後の協議事項について、どうしてもこれも入れるべきではないかというようなご意見があれば、ぜひこの場で頂戴をして、次回以降の協議の俎上にのせていきたいと思うのですけれども、いかがですか。よろしいでしょうか。</p> <p>ひょっとすると第2回るときに、この今後の検討事項をメインにして、何を検討するべきなのかという、そもそものところから、先ほどの障害特性を理解するという意味では、私も冒頭お話ししたように、ちょっと視力が落ちてきていまして、いろんな困りごとみたいなことをお互いに知り合っていく。そのことによって、多分、あっせんの方性のようなことが随分、ウィングが広がっていくのではないかという、そういうご意見だったと思いますので、ひょっとすると具体的なそれぞれの委員さんがお持ちの経験を場合によっては、お話をいただく。また、来られた方のお困りでありますとか、あるいは当事者のお困りの中身、そういうようなことを話す機会も、もし可能であればいただけたらいいなと思います。</p> <p>これは今日ここで検討事項を決めたので、これ以外の議論はしませんということではないわけですね。また、お気づきのことがあれば事務局にあらかじめご提案いただくことも含めて、とりあえず現時点ではこの7点で今後検討事項を設定していきたいということで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」という声）</p> |
| 会長 | <p>では6番目の今後の予定について、少し手短にご説明いただけますでしょうか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>資料7です。</p> <p>今日を含めまして、今年度は3回。1年後8月の「あっせんの開始」までには4回、協議会を行いたいと考えています。</p> <p>また研修会として、8月29日水曜日に、協議会が立ち上がったということもありまして、相談対応力を高めるという研修を、主には庁内の市役所職員や市が委託する相談支援関係機関、あともし、お時間がよろしければ協議会の委員の皆さんも参加していただければと考えている研修を企画しております。内容としては、主に大阪府の職員を招きまして、基礎的な法のことや制度のこと、また、大阪府の取り組みについて共有していきたいと考えております。</p> <p>次回以降につきましては、今会長がおっしゃいましたように何を検討すべきなのかというようなところも含めながら、あっせんのことや相談事例の共有、また今もいただいていますいろいろな情報提供などの時間もとれればと思っております。さまざまなご提案をいただきながら、いろいろな方法で委員の方との認識の共有も含めて、行ってまいりたいと考えております。</p> <p>簡単ですが、以上です。</p> |
| 会長 | <p>8月29日の研修については、時間や場所等についてはまた個別にご連絡をいただけるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>また個別にご案内をさせていただきますが、場所がローズWAMのワムホールというところで、午後2時からを、今のところ予定をしております。</p> |
| 会長 | <p>それから11月の日程はもう案がおありなのでしょう。あるいは調整をこれからしていただくのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>11月の日程につきましては、今のところ11月7日の水曜日に開催をしたいと考えております。時間や場所等はまだ未定でございますので、追って連絡をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>事務局からそれ以外に何か連絡事項等ございますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>会議録についてですけれども、本日の会議録につきましては、作成後、委</p> |

| | |
|----|---|
| 会長 | <p>員の皆様にお送りしまして、発言内容のご確認をいただいた後、ホームページなどで公開いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>それでは予定していた議事は全てこれで完了したことになるのでしょうか。よろしいですか。</p> <p>本当に少し荒っぽい進行で大変皆様にご迷惑をおかけしているように思いますが、第2回以降もよろしくお願いいたします。</p> <p>今日は初めてということで、皆さん一言ずつお話をさせていただくということができませんでしたけれども、第2回以降いろいろなお立場でこの協議会に参加をいただいていると理解をしていますので、ぜひお互いに学び合うというようなことができるように皆さんもご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>では、これで第1回の協議会を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>長時間、ありがとうございました。</p> |
|----|---|